
第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

1-1. 現状と課題

介護保険がスタートして 18 年が経過し、介護保険は介護が必要な高齢者を支える制度として定着し、発展してきました。しかし、その一方でサービス利用者の増加が、介護給付費の増大や介護保険料の上昇へとつながっており、さらに、介護サービスの従事者不足等の課題もみられます。

また、2025 年（平成 37 年）には団塊世代が 75 歳以上となり、2040 年（平成 52 年）には団塊ジュニア世代が 65 歳以上になることから、今後は高齢化が更に進行することが予想されています。

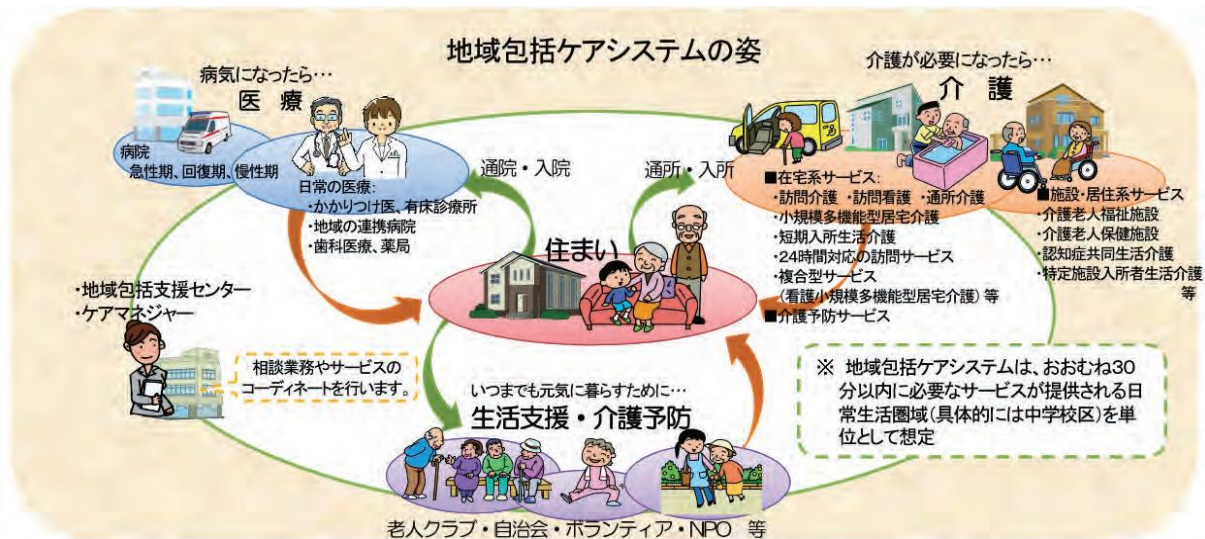
こうした状況を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

1-2. 藤井寺市の取組

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン」（以下、「第 6 期計画」という。）において、「健康で安心して暮らせる、生涯現役・長寿のまち」を基本理念として、2025 年（平成 37 年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築等を目指して、介護保険事業や高齢者保健福祉施策に取り組んできました。

1-3. 計画策定の趣旨

今回の計画策定においては、これまでの取組を基礎として、第 6 期計画における地域包括ケアシステムに関する取組を更に推し進め、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、高齢者を含めたすべての市民の暮らしと生きがい・地域をともに創っていく地域共生社会の実現等を目標とする地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能性を確保し、本市の基本的な方針や取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、「第 7 期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」（以下、「本計画」という。）を策定したものです。



2. 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度として、平成32年度までの3年間で1期とする計画です。団塊の世代が75歳以上となる平成37年までの中長期的な視野に立った施策の展開を視野に入れ、保健・福祉施策を一体的に策定することとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	...	平成52年度	...
第6期計画			第7期計画 (本計画)			第8期計画			第9期計画					
			→ 団塊の世代が75歳以上 →										団塊ジュニア世代が65歳以上	

3. 計画の位置付け

3-1. 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

■第 7 期藤井寺市いきいき長寿プラン

・老人福祉法 第 20 条の 8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

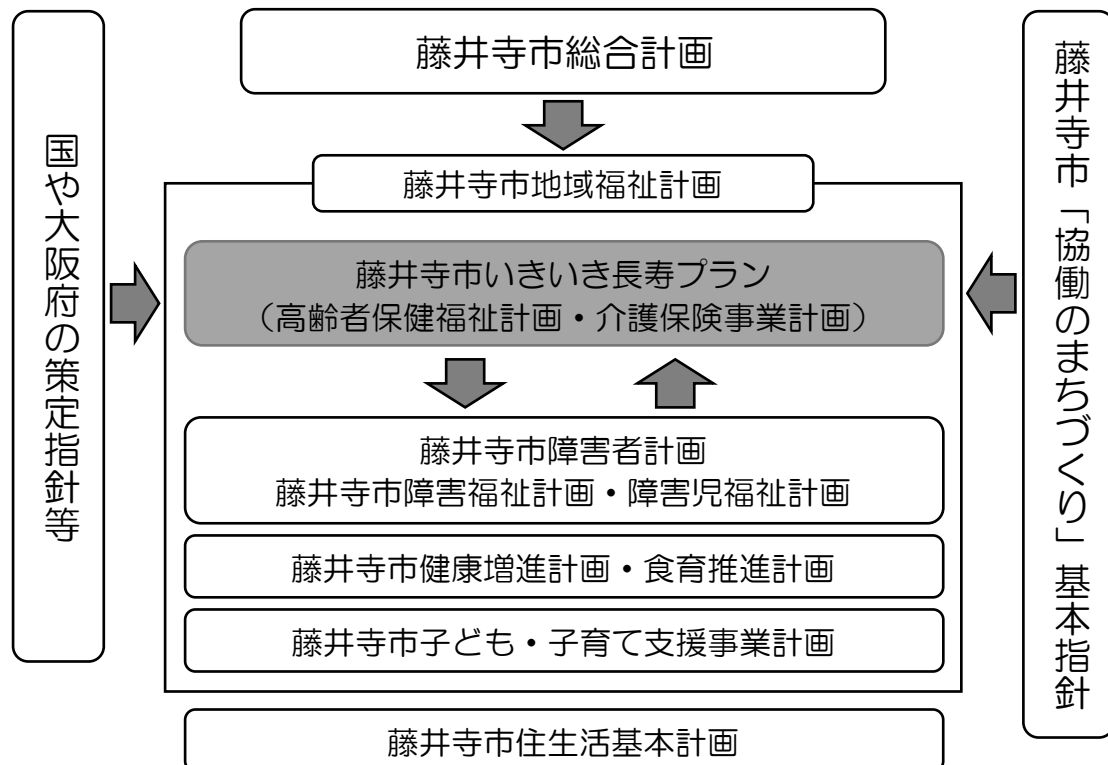
・介護保険法 第 117 条

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3-2. 本市の他計画との位置付け

本計画は、「藤井寺市総合計画」の高齢者施策の部門別計画であり、国や大阪府の策定指針等を踏まえ、本市の福祉分野においては「藤井寺市地域福祉計画」を上位計画として、他の関連計画との整合を図り策定したものです。

また、本計画は市民や団体等と協力しながら各施策の実現を目指すものであり、その協働に向けた考えや方向性を示した、「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」にも基づきます。



4. 計画の策定に向けて

4-1. アンケート調査の実施

本計画の策定に当たって、本市内の高齢者やその家族等の生活状況や健康状態、介護の状況等を把握し、地域の実態にあった計画を策定するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市民のうち、65歳以上高齢者及び在宅の要支援認定者	市民のうち、在宅の要支援・要介護認定者及びその家族
調査方法	郵送調査	
調査期間	平成29年6～7月	
配布数	2,500票	1,000票
有効回収数	1,664票	687票
有効回収率	66.6%	68.7%

4-2. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会の開催

被保険者や高齢者福祉の学識経験者、関係団体・機関等で組織された「藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会」を設置し、本計画の策定に向けて意見交換及び審議を行いました。

4-3. パブリックコメントの実施

市民からの意見を広く聴取し、その意見を本計画に反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

5. 日常生活圏域について

本市では、人口規模や市域、地域の特性、交通事情等を勘案し、引き続き、市全域を1つの日常生活圏域と設定します。今後も、市として統一的なサービスの提供を図るとともに、すべての利用者の方が満足できるようサービスの質の向上に引き続き努めます。

6. 本計画策定における重点事項

6-1. 介護保険制度の改正の主な内容

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

平成 30 年 4 月施行（一部平成 30 年 8 月施行予定）

I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図る

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みの制度化

- ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
- ②適切な指標による実績評価
- ③インセンティブの付与

【その他の取組】

- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を介護保険制度に位置付ける）
- ・居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化（小規模多機能等の更なる普及に向け、指定拒否の仕組み等の導入）

2. 医療・介護の連携の推進等

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

- ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ②この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
- ③地域福祉計画の充実

また、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける

【その他の取組】

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し（入所前の市町村を保険者とする）

Ⅱ. 介護保険制度の持続可能性の確保

制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供する

1. 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする (平成30年8月施行)

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(月額44,400円の負担の上限あり)

2. 介護納付金への総報酬割の導入(平成29年8月の介護納付金から適用)

各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする(激変緩和の観点から段階的に導入)

出典:全国介護保険担当課長会議(平成29年7月3日)資料より

6-2. 重点事項

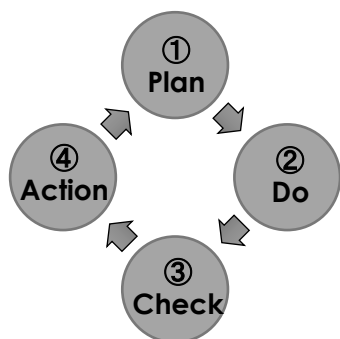
本計画では、上記の介護保険法等の改正及び国の基本指針、大阪府の計画策定指針を踏まえ、以下の事項に取り組んでいきます。

■2025年度(平成37年度)を見据えた計画の策定

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、地域包括ケアシステムを段階的に構築していき、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(平成52年)に向け、本市の実情に合わせて地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とする
- ・本計画中の取組を基本として、2025年度(平成37年度)の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計
- ・2025年度(平成37年度)の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を踏まえ、本計画から第9期計画における段階的な充実の方針とその中での本計画の位置付けを明らかにし、本計画の具体的な取組内容やその目標を計画に位置付ける

■保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

- ・PDCAサイクルに基づいて下記の①～④を繰り返し、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していく



- ①地域の実態把握及び課題分析を実施
- ②実態把握及び課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定・共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成
- ③計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供等、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進
- ④取組の実績を評価し、計画について必要な見直しを実施

■医療計画との整合性の確保

- ・病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、大阪府が作成する「大阪府医療計画」及び第7期の介護保険事業支援計画との整合性を確保する
- ・「大阪府医療計画」の一部として作成される「大阪府地域医療構想」と、「大阪府高齢者計画 2018」及び本計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保できるよう、大阪府と市の関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備に努める

■大阪府の計画策定指針との整合性の確保

- ・大阪府及び市内市町村が連動性のある計画を策定できるよう、大阪府の策定する「第7期市町村高齢者計画策定指針」との整合性を確保する
- ・「第7期市町村高齢者計画策定指針」では、①人権の尊重、②自立支援、介護予防・重度化防止の推進、③高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進、④地域包括ケアシステムの深化・推進における協働の重要性、⑤中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方、⑥災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携の6つが基本的な方針として掲げられており、これらの基本的な方針を踏まえて、本計画の策定に当たる